

を可被用候、

〔寸法雑々〕一笠袋の事

さきの布のあまり八寸貳分、又六寸貳分、かさによるべし、同みせがわ長さ八寸貳分、六寸貳分、横壹寸六分也、壹寸八分にもくるしからず候、又壹尺貳寸候つる事も有、尺の笠と申にする也、またの布の餘りはうへ半分也、二所之緒の長さ九寸づゝするなり、或は表はすゞし、裏はねり也、柄にも袋有べし、是は式の時の事也、常は黒し、紋有、はりのともに四ツ也、其内にも有べし、みせ革の事、上は黒革、中は赤革、下はふすべ革也、

〔結記〕袋の緒結様品々

一傘袋の緒結様、長刀のごとくうるこ結にすべし、すべてかやうの類皆同じ、

緒はまやうぶ革、又は黒革を細くくけて用、

〔武家當時裝束抄 行粧具〕傘袋

白布三幅、風帶五枚、結餘りを折返して、沓入とすべし、二は、半に計片々へ計、紫、しやうぶ、藍、白、御免革の五品をかざれ、付る、又沓袋へ必沓を入る事なり、今は二尺五寸比、傳奏衆久我大納言殿御参向の時、大雪ふりけるに、御下乗の時、御沓の甲はなれたれば、俄に傘袋の沓まいらせたり、武家方には緒太をも入らる、事也、

〔我衣〕古來傘ハ能枯スヲ良トス、ユヘニ竈ノ上ヘツルシヲキタリ、元祿比ヨリ傘ケツカウニナル

ニシタガヒ、ス、ノカ、ラヌヨウニトテ、紙ノ袋ヘ納レ、又夫ヨリ木メンノ袋ニ定紋ヲ染テ入ル

ル、延享比迄町人ハ不用、武家或ハ醫者計ナリ、

〔守貞漫稿三十一〕天鷲絨袋入傘略 圖

摺紳家武家トモニ略褻用之、又武家式正略褻トモニ用之、コト得ザル物多シ、不許之者、白袋彌不許之、又許之家ニモ白袋ヲ許サハルモアリ、官僧ハ式正略トモニ用之、貴人ノ室娘等、猩々緋紐紅ヲ用フ、

武家用之、紐多クハ黒也、紫紐ヲ用フルコト家格ニヨル、又用之コト得ザル者、黃滑革袋ニ納ル家